

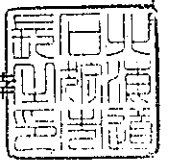
石整備第 45 号

令和 3 年 4 月 26 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



公文書一部開示決定についての審査請求に係る審査諮問書

令和 3 年 2 月 26 日付け石整備第 402、403 号で行った石狩市情報公開条例（以下「条例」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項による決定に対して、第三者から審査請求がありましたので、同条例第 18 条第 1 項の規定により諮問します。

1. 請求に係る情報の内容

石狩湾新港洋上風力発電事業の陸上工事に関わる全ての書類

2. 当初における実施機関の決定内容

石狩湾新港洋上風力発電事業に係る市道工事の道路占用許可申請に関する文書のうち、条例第 8 条第 2 項別表第 1、第 2、第 7 の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした一部開示決定

3. 審査請求のされた年月日

令和 3 年 3 月 12 日

4. 審査請求の趣旨及び理由

（趣旨）公文書一部開示決定を変更し、請求対象文書の全部を開示しないとする旨の裁決を求める

（理由）①本件開示請求は条例第 1 条の目的に沿わないものであり、同第 11 条第 2 号の対象文書の特定がされておらず、手続上不適法である

②本件開示文書はすべてが不開示情報（条例第 9 条第 2 号）であり、不開示情報とそれ以外とを区分することができず、一部の開示を正当化し得るものでもない

③本件文書の開示部分は条例第 8 条第 2 項別表第 2、第 3、第 6 の規定する不開示情報のいずれか、あるいは複数の不開示情報に該当するため、不開示とすべきである

（石狩市建設水道部都市整備課）